

～債務整理の相談を受けられる方へ～

(必ず最後までお読み下さい)

【はじめに】

クレジット・サラ金（多重債務）問題は、あなた自身の問題です。

クレジット・サラ金問題解決のために一番大切なことは、

- ◆あなた自身の負債内容を隠さず、全て明らかにすること。
 - ◆現在の状態となった原因を振り返り、今後の解決のために努力する決意をしっかりと持つこと。
- この2つの要点を心にとめて相談を受けて下さい。

【相談の前に】

予約された相談日までに、書類を良く読んで、必要事項を漏れなく記入し、相談日には、調査票・債務一覧表等を持参して下さい。

クレジット会社・サラ金業者のカードも持参して下さい。

保存してあるクレジット会社・サラ金業者との契約書・領収書・明細書・請求書等の関係書類も、業者毎に古い順に整理し、全て持参して下さい。

生活保護を受けている方は、受給証明書（決定通知・振込通知書等でも可）を持参して下さい。

【受任通知の効果】

債務整理の事件の依頼を受けて、我々弁護士が最初にするのは、債権者らに対して、貴殿の依頼を受けた旨の受任通知を送付することです。

受任通知後は、債権者が本人に対して直接請求することは禁じられておりますので、電話・来訪等の請求はなくなります。

受任通知を間違いなく送付するため、債権者の名称・支店名・住所等を漏れなく記載して下さい。

なお、直接請求ができなくなるとはいつても、債権者としては、裁判所に訴えを提起し判決を得るなどして、給料差押等をする事は可能です。

いずれの方法を選択するにせよ、債務整理手続が終了するまでは、債務がなくなる訳ではありません。

【弁護士費用について】

弁護士費用は、任意整理の場合は債権者1社につき3万円＋消費税、自己破産・免責、個人再生申立の場合は30万円＋消費税が、それぞれ基本額となります。

同居のご夫婦・親子等で同時に申し立てる場合の着手金は、それぞれ25万円＋消費税です。

弁護士費用は、原則として、一括前払でお願いしておりますが、収入・支出の状況からして、分割払ができる場合には、分割払も可能です。

生活保護を受けているなど、一定の所得以下の方の場合には、日本司法支援センター（法テラス）の代理援助制度（立替払制度）を利用することも可能です。

なお、商工ローン、過払金返還請求、会社法人の自己破産等の弁護士費用については、別途、お問い合わせ下さい。

【債務整理の方法】

◆任意整理

各債権者と個別に減額交渉し、和解・弁済する手続です。

消費者金融業者（サラ金業者）の約定利率は、最近でこそ、利息制限法の上限利率（金額により異なりますが15～20%）を超えないようになってきているようですが、平成10年代は29.2%程度、古くは36.5%とか40.004%、更に高率な時代もありました。

消費者金融業者（サラ金業者）との取引では、利息制限法が適用されるケースがほぼ100%ですので、過去の取引につき、高率な約定利率と、利息制限法の上限利率との差額分について、借金の元本を返済したものとして計算し直すことにより、借金が減額になります。

ですから、現在の約定利率が利息制限法上の上限利率を越えていなくても、過去の約定利率が高ければ高い程、取引期間が長ければ長い程、借金は減額になりますし、取引が非常に長い場合には、既に借金は全額支払済みで、払い過ぎ（過払い）となっており、業者から過払金を返還して貰うことができるケースも少なくありません。

このように、どの程度減額可能か判断するため、取引開始年月日は重要です。

契約書の書換を繰り返していたり、一度完済して再借入しているような場合には、一番初めの契約年月日を記入して下さい。

契約書等が残っていない場合には、記憶に基づいて、記入して下さい。

また、月々どの程度の金額を弁済可能か判断するためにも、自分の生活を見つめ直すためにも、家計表は重要です。

◆自己破産・免責

収入から必要最低限の生活費を控除すると、到底、支払不能な状態に陥っている場合に、裁判所に自己破産・免責の申立をして、一切の支払義務を免除して貰うという手続です。

但し、支払不能だからといって、全ての債務者が免責になる訳ではなく、例えば、過去に破産・免責決定を受けていたり、借金の原因が浪費によるなどの免責不許可事由がある場合には、免責決定を得ることは非常に困難です。

また、免責決定によっても、税金等の非免責債権は免除されません。

支払義務を免れる代償として、自宅不動産等の財産を失うことにはなりますが、家財道具やローンの残っていない古い自家用車など、生活必需品を失うことはありませんし、勤務先を辞めなければならぬ訳ではありませんので、ご安心下さい。

しかし、自己破産・免責は、一生に何度もできる訳ではありませんので、いわば最後の手段と考える必要があります。

◆個人再生

任意整理と自己破産・免責の中間的な手続です。

すなわち、任意整理は不可能なものの全く支払不能という訳でもない場合、自己破産しても免責決定を得ることができない場合、自宅は手放さずに住宅ローンは約束どおり支払い続け、更に他の債権者に対しても一定の弁済が可能なお場合には、裁判所に個人再生の申立をして、債務のうち一定の割合を3年程度の分割払で支払い、残金は免除して貰うという手続です。

但し、自己破産する訳でもなく、しかも、一部債権者の意向に反する場合ですら、裁判所の決定により債務の一部を免除する訳ですから、個人再生については法律で厳格な要件が定められており、単に「自宅だけは手放したくない」というだけで可能な訳ではありません。

調 査 票

令和 年 月 日

相 談 者	ふりがな 氏 名	生年月日 年 月 日生 男・女 (歳)						
	自宅住所	〒 - (携帯 - -) (TEL - -) (FAX - -)						
相 談 者	勤務先						職業	
	住 所	〒 - (TEL - -) (FAX - -)						
当事務所をどのような 所で知りましたか		友人知人() ・ 電話帳 ホームページ・その他()			生活保護を 受けていますか。 1. はい 2. いいえ			
1. 家族構成（親・兄弟含む）と同居別居の区分、職業、収入								
相 談 者	名 前	続柄	年 齢	職 業	月収（手取）	ボ ー ナ ス	その他の収入	本人との 同居・別 居の区分
		本人						同・別
								同・別
								同・別
								同・別
記 入 欄	2. 1ヶ月の生活費（借入金返済分を除く） 別紙「家計表」へ記入				6. その後増えた原因（年代を入れて具体的に記入） []			
	3. 過去に全負債を一括して債務整理したことがありますか ① はい ()年、()社 総額()円 ・概要				7. 希望する返済方法 ① 分割返済 月々 円 ② 一括返済 資金 円 ③ 自己破産 ④ 個人再生 ⑤ その他()			
	4. 今後金銭面で協力してくれる人がいますか ① はい 氏名() 債務者との関係() ② いいえ				8. 弁護士費用準備の見込み ① あり ・ 自分で準備 ・ 下記の人から準備 (から 円) ② なし			
	5. 最初に借りたきっかけと使いみち ()年 []				9. 所有の有無 土地 ・ 建物 ・ 車()年式 生命保険(社) ・ 退職金支給見込(有・無)			
					10. 特記事項（現在の状況・言っておきたい事など）			

弁護士記入欄 分割返済・一括弁済・自己破産・個人再生

家 計 表

※1ヶ月の生活費（借入返済分を除く）

※手取り金額を記入して下さい

※「その他の特別収入」とは年金・児童手当・他者からの援助などです

（収入の内訳）

	給料・生活保護費 (月間)	賞与・手当 (年間)	その他の特別収入 (月間)	備 考
本 人	円	円	円	円
同 居 者	円	円	円	円
()	円	円	円	円
()	円	円	円	円
小 計	円	収入合計に算入しない (円)	円	収 入 合 計 【 円】

（支出の内訳）

	項 目	金 額 (円)	備 考
①住 宅	家 賃		
	管理費等		
	住宅ローン		
②光熱費	電 気		
	ガ ス		
	水 道		
	灯 油		
③税 金	所得税		給与から控 除されてい る場合は記 入不要です
	道・市民税		
	国民健康保険		
	国民年金		
	固定資産税 (年間)	()	支出合計に 算入しない
	自動車税 (年間)	()	
④食 費	食 費		
⑤日用品	日用雑貨		
	医療費		
	理・美容・化粧品		
	衛生費(クリーニング等)		
	被服費		

	項 目	金 額 (円)	備 考
⑥教養・娯楽	教育費		
	新聞代		
	交際費(冠婚葬祭)		
	教養・娯楽費		
⑦交通・通信	交通費・ガソリン代		
	電話代		
	携帯電話代		
⑧保険料	生命保険料(合計)		
	自動車保険		
	その他の保険		
⑨その他 (具体的に)			
支 出 合 計		【 円】	

積立可能額 _____ 円

〔 債 務 一 覧 表 〕 氏 名

No.	債 権 者 名 (支 店 名)	〒 ・ 住 所 / 電 話 番 号	最 初 に 借 り た 金 額	現 在 の 残 金	借 入 開 始 年 月 日	1 ヶ 月 の 支 払 金 額	保 証 人 の 有 無
1	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
2	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
3	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
4	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
5	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
6	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
7	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
8	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
9	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
10	(支 店)	〒 - TEL - -			H . . R		有 ・ 無 〔 〕
(債権者 No.1~10 の合計)			小 計	円		円	

※借入開始年月日について・・・契約書等がない場合には、記憶だけで結構ですので、いつ頃取引を開始したかを記載して下さい。

〔 債 務 一 覧 表 〕 氏 名

No.	債権者名・支店名	〒・住所 / 電話番号	最初に借りた金額	現在の残金	借入開始年月日	1ヶ月の支払い金額	保証人
11	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
12	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
13	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
14	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
15	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
16	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
17	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
18	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
19	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
20	(支店)	〒 - TEL - -			H R . .		有・無 〔 〕
(債権者 No.11~20 の合計)			小 計	円		円	
(債権者 No. 1~20 の合計)			合 計	円		円	

※借入開始年月日について・・・契約書等がない場合には、記憶だけで結構ですので、いつ頃取引開を始したかを記載して下さい。